

令和5年塩尻市議会 12月定例会

予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和5年12月18日（月） 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議案第12号 令和4年度塩尻市宗賀財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議案第13号 令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）

議案第20号 令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第10号）

議案第14号 令和5年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第15号 令和5年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第16号 令和5年度塩尻市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第17号 令和5年度塩尻市下水道会計補正予算（第2号）

○出席委員

委員長	篠原 敏宏 君	副委員長	小野 芳幸 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	百瀬 友彦 君
委員	小松 勝子 君	委員	小口 直実 君
委員	石井 勉 君	委員	上條 元康 君
委員	山崎 油美子 君	委員	樋口 千代子 君
委員	赤羽 誠治 君	委員	平間 正治 君
委員	中野 重則 君	委員	青柳 充茂 君
委員	牧野 直樹 君	委員	中村 努 君

○欠席委員

委員	青木 博文 君	委員	小澤 彰一 君
----	---------	----	---------

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	山崎 浩明 君	事務局次長	宮原 勝広 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君	事務局主事	清沢 光晴 君

午前10時00分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから12月定例会予算決算常任委員会を開会いたします。

本日は、青木委員及び小澤委員から、それぞれ所用のため欠席という届出が出ておりますので御報告をいたします。

それでは、審査に入ります前に、理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。本日は大変お忙しい中、予算決算常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。御提案を申し上げます議案につきまして、よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。私からは以上です。

○委員長 それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、委員会付託案件表のとおりです。審査日程については、副委員長から御説明いたします。

○副委員長 本日の審査は、議案第12号、第13号、第20号、第14号、第15号、第16号、第17号の順で行います。以上です。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のために、発言は委員長の指名を受けた者のみとし、必ずマイクを使用するとともに、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただきますようお願いいたします。また、説明者の入退出は適時、速やかに行っていただくということによりお願いいたします。

議案第12号 令和4年度塩尻市宗賀財産区特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 それでは、議案第12号令和4年度塩尻市宗賀財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○宗賀支所長 宗賀財産区議会は、本年8月19日の任期をもって解散となりましたので、令和4年度塩尻市宗賀財産区特別会計歳入歳出決算認定について、本委員会に御審議いただくものです。それでは、令和4年度塩尻市宗賀財産区特別会計歳入歳出決算書について御説明申し上げます。決算書1ページ、決算の概要につきましては記載のとおりであります。歳入歳出の主なものについては事項別明細書に基づき御説明申し上げます。

決算書7、8ページ、まず歳入であります。2款繰入金の基金繰入金150万円につきましては、財政調整基金から特別会計への繰入金でありまして、財政状況の厳しい中、ここ数年、基金の取崩しにより財産区議会の運営してまいりました。

次に、4款諸収入の雑入66万1,000円余は、財産区山林の上を通過している高圧線下の立木伐採に関わる支障木伐採補償金であります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。決算書11、12ページ、1款議会費の特別職給与費110万円余は、財産区議員7名の報酬や期末手当であります。

2款総務費の財政調整基金積立金は、地方財政法に基づき、元金、利子を含め、41万円を積み立てたものであります。

3款農林水産業費の区有林管理事業費10万円余は、境界確認作業に係る謝礼であります。宗賀財産区特別会計決算書の説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 令和5年度で財産区が解散ということなのですが、それについて、特別会計はどのようになるのか教えてください。

○宗賀支所長 財産区議会は8月19日の任期で解散になりましたけれども、財産区自体は、財産区の所有する山林がありますので残っております。本年2月の議員全員協議会で若干説明させてもらったのですが、今後、財政調整基金から市の一般会計へ繰入れをする予定でいます。そうした支出の処理が終了した時点で、令和5年度の特別会計を締めたいと考えています。その令和5年度の会計を締めて、今後の予定でありますけれども、来年3月の定例会に特別会計設置条例を廃止する条例を上程したいと考えております。その後、所定の手続等を経まして、また6月に予定しておりますけれども、令和5年度の決算認定を、また上程したいと考えております。

○中村努委員 分かりました。この財産区には、起債とかの残高というのはあるのですか。

○宗賀支所長 起債の残高といいますか、財政調整基金については決算書に記載のとおりでありまして、あと、松本広域森林組合の出資だとか、その辺は継続して塩尻市に引き継いでいくものであります。

○中村努委員 分かりました。あと、この造林費で、高压電線の下の支障木の伐採というのが、多分、毎年のように上がってきていると思うのですが、今後、なくなった場合、こういった補償というのは市が引き継ぐということによろしいですか。

○宗賀支所長 宗賀財産区の森林につきましては、今後、市へ無償譲渡をしていきますので、そうしますと、今度、市がそれを引き継ぐということになります。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

ないので、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、採決を行います。議案第12号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第12号令和4年度塩尻市宗賀財産区特別会計歳入歳出決算認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

議案第13号 令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）について

○委員長 次に、議案第13号令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。説明を求めます。

○財政課長 それでは、議案第13号令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。お手元の別冊用参照1ページ、まず、第1条を御覧いただきまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億7,072万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ326億3,414万1,000円とするものになります。

それでは、内容について説明いたしますので、15、16ページ、歳出を御覧ください。以降につきましては、担

当の課長から御説明申し上げます。

○**総務人事課長** それでは、歳出からになりますけれども、15 ページ以降の歳出全般のうち人件費につきましては、多くの科目で補正をお願いしております。この人件費につきましては、補正の理由が各該当科目とも共通しておりますので、私からその内容について一括で御説明いたします。以降、各担当課からの人件費関係の説明は、原則として省略させていただきたいと思っておりますので御了承ください。

人件費につきましては、本年度の人事異動に伴う内容を加味いたしまして、年度末を見通した上で、各該当科目におきまして、職員給与費のほか、会計年度任用職員の報酬や手当、社会保険料等を補正するものです。一般職につきましては、給与分は当初予算におきまして平均給与で配分しておりますので、配置された職員の年齢構成で各科目において増減が発生しているほか、今定例会初日にお認めをいただきました塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に基づきまして、人事院勧告での若年層を中心とした給料の増、期末勤勉手当の増額などとなっております。また、会計年度任用職員につきましては、新型コロナウイルスの感染対策として、報酬や手当などを前年度と同程度、予算計上してございましたけれども、今年5月8日から5類感染症となったため、人員の確保や報酬、手当等が大幅に減少したことに伴うものが主なものとなっております。私からは以上となります。

○**公共施設マネジメント課長** 同じページの5目財産管理費、説明欄の白丸、財産管理事務諸経費 181 万 5,000 円の3つ目の黒ポツ、和解金 154 万円につきましては、本定例会の議案第 10 号において上程しております和解及び損害賠償の額の決定についてに関連いたしまして、去る令和 4 年 3 月に市有財産の売買契約に基づき売却した塩尻市広丘野村の旧藤牧建設工業株式会社の跡地で故人より御寄附いただいた土地を、塩尻市広丘吉田の株式会社チンタイバンクに売買後に、当該土地において賃貸住宅の建設工事中に混合廃棄物等の埋設物が発見され、処分費用として株式会社チンタイバンクより請求があった 308 万円に対して、双方の代理人、弁護士を通じて、和解として合意に至った市の費用負担分として 308 万円の半分の 154 万円について予算計上したものです。その上の黒ポツ、弁護士委託料 25 万 5,000 円につきましては、今述べました株式会社チンタイバンクとの和解に向けた話し合いの中で、双方で代理人の弁護士を立てて協議をすることとなり、本年 3 月に弁護士に委託し着手金として 28 万 4,900 円をお支払いしており、今回、報酬金として市の経済的利益である請求額に対する減額分 154 万円の 17.6%を基本額として、そこから着手金を算定した際の相手側からの請求想定額と実際の請求額との差がありましたことから、調整額 1 万 6,500 円を差し引いた額を弁護士委託料として計上したものです。私からは以上です。

○**秘書広報課長** 続きまして、17、18 ページ、6 目企画費、説明欄白丸、ふるさと寄附金事業 2 億 3,661 万 6,000 円の増額につきましては、現在、歳入としまして、ふるさと寄附金の額を 2 億円で計上しておりますけれども、9 月時点におけます寄附金額が前年比 174%と増加していることなどから、最終的な寄附金額を 6 億 6,000 万円に増額させていただくことに伴いまして、ふるさと寄附金事業に係る経費であります寄附謝礼品、ふるさと寄附業務委託料、ポータルサイト特設案内使用料を増額補正するものです。私からは以上です。

○**市民課長** 19、20 ページ、3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費、説明欄の白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費 1,334 万 3,000 円ですが、下の 3 つ目、4 つ目、5 つ目の黒ポツ、住基システム、戸籍システム、コンビニ交付システムの改修委託料になります。これにつきましては、今年度の法の改正に伴いまして、今後、令和 6 年、令和 7 年、令和 8 年を通じて、住民票、戸籍等に振り仮名が振られる関係からシステムの改修を行っていくものです。なお、この事業につきましては、令和 6 年度の繰越しとしてなっていくものです。また、歳入に

つきましては、社会保障・税番号制度システム整備補助金として国から10分の10の補助で行うものです。私からは以上です。

○福祉課長 それでは、21、22 ページ、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費の 2 つ目の白丸、生活困窮者自立支援事業の前年度生活困窮者自立相談支援事業等国庫負担金返還金 120 万 3,000 円の増につきましては、前年度の事業費確定に伴う返還金を補正するものです。

続きまして、2 目障害者福祉費、2 つ目の白丸、障害児入所給付事業の障害児施設給付費 3,622 万 6,000 円の増につきましては、未就学児の障がい児が利用する児童発達支援の利用や就学時に利用する放課後等デイサービスの利用が増えたことによるものです。この事業に係る費用につきましては、国が2分の1、県が4分の1の負担になっております。以上になります。

○長寿課長 続きまして、23、24 ページ、3 款 1 項 5 目介護保険事務費、説明欄 2 つ目の白丸、介護保険事業特別会計繰出金は、介護保険事業に係る経費について一般会計からの繰出金となります。このことにつきましては、後ほど介護保険事業特別会計で御説明いたします。私からの説明は以上です。

○市民課長 8 目後期高齢者医療運営費の白丸、後期高齢者医療広域連合負担金 1,341 万 3,000 円の増額ですが、後期高齢者医療制度の令和 4 年度分医療給付費の精算により、昨年度、概算で支出した負担金の不足額を後期高齢者医療広域連合に支払うことによるものです。私からは以上です。

○福祉課長 続きまして、29、30 ページ、一番上ですが、3 款民生費 3 項生活保護費 2 目扶助費の白丸、生活保護扶助費の前年度生活保護費国庫負担金返還金 8,300 万 4,000 円の増につきましては、前年度の事業費確定に伴う返還金を補正するものです。なお、この返還金の多くにつきましては、予算を編成する根拠として、令和 3 年度は例年より高額な医療費があったため、令和 4 年度の予算及び国庫負担金を多く見込みましたが、実績が例年並みとなったため、返還金が多く発生したものになります。私からは以上です。

○産業政策課長 それでは、補正予算書の 33、34 ページ、5 款 1 項 1 目労政費の 3 つ目の白丸、U I J ターン促進事業の説明をさせていただきます。最初の黒ポツ、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金 500 万円につきましては、県の U I J ターン支援事業と連携し、県の認定を受けた中小企業等に就職し、塩尻市内に 5 年以上定住する単身世帯または 2 人以上世帯に対し補助するものであり、本年度はこれまでに、単身世帯 1 件、2 人以上世帯 4 件が県の交付決定を受けておりますが、今回、新たに 2 人以上世帯 2 件の申請または見込みがあることから、増額補正をお願いするものです。なお、この事業は、県の U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金が財源となっております。また、その下の黒ポツ、過年度 U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金県返還金 30 万円は、補助金の交付要件であります認定要件企業を退職した令和 3 年度に交付を受けた受給者から補助金 60 万円の返還があったため、そのうち 30 万円を県に返還するものです。説明は以上となります。

○農林課長 それでは、続いて 35、36 ページ、6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費の白丸、ぶどうの郷づくり等推進事業 589 万 2,000 円の増額につきましては、果樹園整備や苗木の導入、また雨よけ施設の導入を支援する補助事業において、当初の予定を上回る申請が見込まれたことに伴い補正するものです。

その下の白丸、農業経営体育成支援事業 245 万 1,000 円につきましては、今年度、本市では、国や県の肥料高騰対策事業に合わせまして、高騰分の差額の 1 割を上乗せする事業を新規事業として予算化いたしました。当初の予定を上回る申請が見込まれることから、増額補正をするものです。

次に、6 目農地費の上から 2 つ目の白丸、ため池耐震化事業 330 万円の増額につきましては、国の補正予算に

より、県営事業にて実施いただいております本山ため池の堤体耐震化工事の一部を前倒しすることに伴いまして、地元負担金を補正するものです。

続きまして、2項林業費3目造林費の白丸、森林再生林業振興事業4,378万6,000円の増額につきましては、県の林地台帳管理システムの新システム移行に伴いまして、連動する本市のシステムを移行するための消耗品費のほか、林業事業者が経営計画等に基づいて実施する森林整備事業に対しまして、県の信州森林づくり事業補助金の交付決定に基づき、市が上乘せ補助を行う森林整備補助金において、保全松林緊急保護整備に係る施業面積増などに伴う補正となります。私からは以上です。

○**委員長** 全体が長いので、ここで一旦、6款農林水産業費で切って質疑を行い、それ以降はその後というふうにさせていただきたいと思います。それでは、36ページまでの中で質疑がありましたら、発言をどうぞ。

○**中村努委員** 18ページのふるさと寄附金事業ですけれど、歳入の補正のふるさと納税に対する増額という理解でよろしいですか。

○**秘書広報課長** 先ほどの部分、説明をさせていただいたのですが言葉足らずで申し訳ありません。歳入が6億6,000万円に増額させていただくことに伴いまして、寄附金を頂いた部分に係る返礼事業の部分の経費ということで、増額させていただくものになります。

○**中村努委員** ふるさと納税の合計がその金額になるということですが、補正で増えているのは4億6,100万円、それに対して2億3,600万円が支出として出ているという見方ですか。

○**秘書広報課長** 歳入の部分につきましては、ふるさと寄附金につきましては4億6,000万円の部分のみという形になります。

○**中村努委員** 4億6,000万円に対して2億3,600万円の返礼ということですが、何か割合がありましたか、これは問題ないのですか。

○**秘書広報課長** 委員おっしゃるとおり、ふるさと寄附につきましては、寄附金額の経費が5割以下という形になります。4億6,000万円で行きますと上回る形になるのですが、トータルと見まして6億6,000万円という形の中で行きますと5割以下という形となっておりますので、その点については、こちらとしては問題ないと考えております。

○**中村努委員** 細かいことですが、割合の計算のときに、ポータルサイト特設案内使用料も含まれるということですか。

○**秘書広報課長** 全て、この寄附謝礼品。また、寄附謝礼品につきましては、よく言われます3割以下という形になっております。そのほかのここにあります寄附業務委託料と、今出ましたポータルサイト特設案内使用料が、残り2割の中で賄うという形になっております。

○**中村努委員** 分かりました。全体的な話になるのですが、ふるさと納税で目的があって寄附をしていただいたものだと思うのですが、歳出で見ると、大体一般財源から財源振替えているだけのような気がしていて、ふるさと納税をされた意図というのが反映されていないのではないかとというような気がして、ただ財源を振り替えるだけの形になっているような気がするのです。私が思うに、いわゆる目的がある寄附金というのは、従来ある行政サービスに上乘せしてほしいという気持ちの現れのような気がするのですが、これは一般財源と付け替えているだけというような気がするのですが、その辺の考え方はいかがですか。

○**財政課長** 担当の係長からお答えいたします。

○**財政係長** まず最初に、市のほうから議会の皆様に提案をさせていただいた事業というものに対して充当させていただくのが大前提だと思っております。その中でも一般財源部分というところに、今、寄附金を充てております。使途としましては、子育て、DXに充てていますので、寄附を頂いた皆様の意向に沿っていると思っております。

○**中村努委員** しかし、寄附を頂いても、その事業が厚くなるわけではなく、事業は変わらずに財源が変わるだけということについて、いかがなものかというふうには私思うのです。その辺の考え方はいかがですか。

○**企画政策部長** 本市のふるさと寄附金の使途につきましては、今、係長が説明したとおりでありまして、少し概要的な項目になっています。さらに、市長にお任せという使途を特に明確にしない寄附も募っていて、その割合も高いわけでありますので、私は、もう少し事業に絞り込みをした、いわゆるガバメントクラウドファンディングのような形、現に本年度実施をしました小坂田公園の備品等につきましては、非常に短時間で寄附が集まったといったこともありますので、今行っている予算編成の中では、各事業部、各課で拡大あるいは新規で行う事業については、ぜひ事業提案をして、返礼品を追加するようなガバメントクラウドファンディングを混じえたふるさと寄附金制度に大胆に見直しをしようかと、今、そういった作業中でありまして。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**平間正治委員** ふるさと寄附の傾向についてお聞きしようと思っていたのですが、今、目的といたしますか、それについては子育てとかDXとか、ただ、使途を特定しないものも多いというようなお話だったと思いますけれども、それと別に、寄附される方の年代あるいは地域、どういったところが多いのかというようなのが分かりましたら結構ですけど、お答えいただきたいと思っております。

○**秘書広報課長** 年代につきましては、申し訳ありません、統計が取れていないということで数字がないのですが、寄附の地域につきましては、基本的には首都圏の割合が高いという形になります。その次に、中京圏、愛知県と、あとは大阪、関西ということで、ここの部分がほとんどになっているという形です。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**平間正治委員** 最後の36ページなのですが、ぶどうの郷づくりの関係、あるいは農業経営の関係、それと一番下の森林整備の関係で、補正増になっているので増えていることは分かるのですが、当初の見込みと補正後の数字、見込みについて数字で教えていただけますか。

○**農林課長** 最初のぶどうの郷づくり等推進事業の関係ですけども、メニューが3種類ありまして、果樹園整備が1つ目、それから2つ目が苗木補助、3つ目として雨よけ施設導入補助です。最初の果樹園整備の関係では、決算見込みは20件を想定しておりまして、最終的に1,756万円ほどになるだろうと見込んでおります。次に、2番目の果樹の苗木の導入補助でありますけれども、最終的に10件、618万円ほどと見込んでおります。3点目の雨よけ導入ですが、こちらについては1件、40万円ほどを見込んでおります。最終的にトータルで2,400万円ほどを見込んでいますところなんです。

次に、経営体育成の関係です。こちらは肥料高騰対策の関係です。当初予算が231万5,000円でしたけれども、今回の補正245万1,000円で、決算見込みが476万6,000円となります。こちらは2種類ありまして、化学肥料等、農薬等を2割削減した場合ですけども、最終的には489戸、456万円ほどを見込んでおります。それからもう1つ、5割削減した場合のものでございますけれども、これが5戸、20万円。最終的に決算見込みが476万円ほどと見込んでいますところなんです。

ため池耐震の関係は、決められた額でありますので割愛させていただきます。

2項林業費3目造林費の関係ですけれども、こちらの関係は5種類事業がありまして、まず1つ目が直接支援事業、2つ目が被害森林整備事業、3つ目が里山整備事業、4つ目が合板・製材生産性評価対策、それから5つ目が森林整備事業補助金の5種類になります。当初では、4,470万円余を見込んでおりまして、1種類目の直接支援事業については2,720万円、2つ目の被害森林整備事業においては777万円余、それから3つ目の里山整備事業については458万円余、それから4つ目の合板・製材生産性評価対策については813万6,000円、それから5つ目の森林整備事業補助金については560万円余という形で、トータルで4,470万円余を計上しておりましたが、今回12月補正で4,000万円ほどの補正を行います。これは、1つ目の直接支援事業において1,000万円ほど、2つ目の被害森林整備事業において2,600万円ほど、決算見込みについてはトータルで8,500万円余を見込んでいるということです。

○平間正治委員 今回の森林整備補助金などの4つ目に合板の何とかとおっしゃいましたけれど、その内容について、もう少し詳しく教えていただけますか。

○農林課長 担当の係長より説明申し上げます。

○林業振興係長 先ほどお尋ねのありました合板・製材の関係につきましては、今、手元に資料がないので、内容については追って御説明させていただきたいと思っております。なお、本件につきましては、今年度、合板・製材の関係の補助申請はありませんので、こちらにつきましては、今年度、補助実績は見込んでいない状況です。内容につきましては、追って御説明をさせていただきます。

○平間正治委員 見込みが、今ないとおっしゃったのですか。今年はその事業がないということですか。ないものを補正するのですか。

○農林課長 5種類ほどのメニューのうち、合板・製材生産性評価対策については今年度見込みがないということでありまして、5種類あるメニューのうち4種類については、今後需要が見込まれるということです。

○平間正治委員 合板の関係では813万円と数字があったかと思うのですが、それは当初の数字で上げたのだけれども実績は多分ないでしょうということ、こういう意味ですか。

○農林課長 お見込みのとおりでして、こういった場合、他の4つのメニューのほうに予算が有効活用されるというものになっております。

○平間正治委員 では、その813万円は減額して、そして増えたほうで、この額で補正額になるという理解でよろしいですか。

○農林課長 委員お見込みのとおりです。

○委員長 いいですか。ほかにありませんか。

なければ、残りの分を先に進めたいと思っております。37ページ以降の説明を引き続き求めます。

○産業政策課長 それでは、補正予算書37、38ページ、7款1項2目商工振興費の白丸、商業地活性化事業の説明をさせていただきます。黒ボツ、商店街活性化事業負担金66万7,000円につきましては、大門及び広丘の商店街の活性化を図るため中小事業者などが実施します商業地域または近隣商業地域における空き店舗改修や改修後の賃借料に対し、改修費では事業の2分の1以内、限度額200万円を、借地料では家賃の2分の1以内、限度額1か月当たり4万円の3年間を補助するものであり、今年度は、昨年から継続する家賃補助4件のほか、新たに大門商店街2件の空き店舗改修及び家賃補助の申請があり、当初予算では不足するため、今回増額補正をする

ものです。私からの説明は以上となります。

○都市計画課長 それでは 39、40 ページ、8 款土木費 4 項都市計画費について御説明いたします。2 目公園管理費の白丸、公園等管理諸経費 361 万 9,000 円の増額につきましては、小坂田公園のサッカー場でありますサンコグリーンフィールドに設置いたしますサッカーゴールやスコアボードなどの備品購入に係る経費について増額補正をするものです。なお、財源につきましては、小坂田公園サッカー場のプレー環境の向上を目的としまして、9 月 8 日から実施しましたガバメントクラウドファンディングで集まった寄附金を充当することとしておりまして、同額を含めた額を寄附金として歳入補正予算に計上しております。

続きまして、6 目市街地活性化事業費の白丸、広丘駅東口駐車場事業 49 万 5,000 円の増額につきましては、広丘駅東口に設置しておりますパーク&ライド駐車場の国道側出口精算機の駐車券読取り装置の故障に係る修繕費用を増額補正するものです。精算機につきましては、2015 年 1 月に製造されたものでして、設置から 8 年が経過しておりまして、経年変化に伴う読取不良が連続して発生する状況となったことから、読取装置部分を交換するものです。

続きまして、7 目交通安全対策費の白丸、交通安全対策事業諸経費、一番下の黒ポツ、自転車用ヘルメット購入費補助金 141 万 3,000 円の増額につきましては、令和 5 年 4 月 1 日に道路交通法の一部が改正されまして、自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されておりますが、依然として着用率が低いことから、長野県と連携しまして自転車用ヘルメット購入支援を行いまして、自転車利用者のヘルメット着用の促進を図るために必要な補正をお願いするものです。

補助制度の内容につきましては、お手元に追加の説明資料を御用意させていただいておりますので、そちらを御覧いただきたいと思っております。塩尻市自転車用ヘルメット購入費補助金と記載してある資料になります。塩尻市の補助制度の概要ですが、まず目的につきましては、ただいま御説明しましたとおり、県と市町村が連携しましてヘルメット購入支援を行うことにより、着用率の向上を図り、自転車利用者の安全対策を強化することが目的となっております。

補助制度の概要です。対象者につきましては、市内に住所を有する事業年度末年齢が満 16 歳から満 18 歳の高校生世代と満 65 歳以上の高齢者となっております。対象費用につきましては、令和 5 年 4 月 1 日以降に、安全基準を満たしたヘルメットの購入に係る費用となっております。補助額につきましては、購入に要した経費の 3 分の 2 以内の額で、上限 1 個当たり 3,000 円としております。事業年度につきましては、令和 5 年、令和 6 年度の 2 か年間。また、財源ですけれども、市が補助した額のうちの 2 分の 1 以内、1 個当たり上限 1,000 円が県からの補助金として交付される予定となっております。

2 番、補正額につきましては、141 万 3,000 円です。こちらの数字につきましては、県が目標とします令和 5 年度末のヘルメット着用率 50%を達成するために必要な申請者数を、対象年齢人口ですとか現在の着用率等から算出しまして、上限額の 3,000 円を乗じて算定したものととなっております。具体的には、本市の場合、高校生世代が 167 名、高齢者が 304 名の計 471 名として算出しておりまして、こちらに上限額 3,000 円を掛けまして 141 万 3,000 円を計上しております。なお、財源につきましては、県からの補助金、上限 1,000 円と 471 名を掛けまして、47 万 1,000 円を県補助金として、歳入として計上しております。

3 番、長野県自転車ヘルメット購入支援事業補助金の概要です。こちらの対象者、対象費用につきましては、市の対象者と同一となっておりまして、補助額としましては、市が助成した費用の 2 分の 1 以内として上限 1,000

円、事業年度が令和5年、令和6年度の2年間となっているものです。

裏面を御覧ください。先ほど対象費用というところの中で、安全基準を満たしたヘルメットという御説明を申し上げましたが、こちらに記載の(1)から(5)のものが対象のヘルメットとなっています。

また、今回、県が補助制度を整備したことに伴いまして、他市町村の状況ですけれども、新たに補助制度を検討している市町村は59自治体、また、補助額の上限につきましては表に記載のとおりですが、補助率については、ほとんどの自治体で購入額の2分の1を予定しているとのこと。本市の場合は3分の2を補助するというところで、より多くの方に向けてヘルメットの着用を推し進めていきたいと考えているものです。補正額の算定の数値根拠等につきましては記載のとおりですので、説明のほうは省略させていただきます。

それでは、歳入歳出予算事項明細書41、42ページ、8目輸送対策費の白丸、輸送対策事業67万2,000円の増額につきましては、市が所有しています地域振興バス檜川線で使用しているバスの車両故障に係る修繕費用を増額補正するものです。修繕の内容につきましては、営業運転中に排気警告ランプが点灯したため、メーカーに持ち込みまして点検を実施したところ、排ガスの浄化装置不良であることが判明したため、対象のマフラーを交換するものです。原因につきましては、対象車両が購入から6年が経過し、走行距離も40万キロメートルを超えていることから、経年劣化によるものと判断しております。私からは以上です。

○**危機管理課長** 続きまして、9款消防費1項3目消防施設費の白丸、消防施設整備費の黒ポツ、消火栓新設改良負担金につきましては、消火栓移設費用2基分434万1,000円を増額するものであります。内訳といたしましては、広丘地区郷原地籍におきまして、民地に設置されている消火栓を地権者の意向により隣接の市道の拡幅に合わせて市道の歩道内へ移設するものが1件、金額で362万7,000円になります。もう1件は、洗馬地区太田地積におきまして、宅地造成に当たりセットバックをして道路を拡幅する際に消火栓が支障となりますので、こちらのほうは1件71万3,000円余になります。いずれも上水道課に工事を委託して、負担金をお支払いするものです。以上です。

○**教育総務課長** 続きまして、43、44ページ、10款教育費2項小学校費1目学校管理費の白丸、小学校管理諸経費の燃料費441万3,000円、電力使用料800万円の増額につきましては、灯油、ガス、電気等の価格高騰の影響により補正をするものです。

続きまして、3目給食施設費の白丸、給食運営事業諸経費の燃料費105万5,000円の増額につきましても、灯油、ガスの価格高騰の影響により補正をするものです。

続きまして、45、46ページ、3項中学校費3目給食施設費の白丸、給食運営事業諸経費の燃料費174万2,000円の増額につきましても、小学校費同様、灯油、ガスの価格高騰の影響により補正をするものです。私からは以上です。

○**社会教育スポーツ課長** 10款5項社会教育費1目社会教育総務費、2つ目の白丸、文化会館改修事業、工事請負費500万円の増額につきましては、レザンホールの外壁改修、東面の一部及び南面のタイル部分及びコンクリート壁部分の改修を実施しておりますが、そちらにつきましては、足場を設置しまして実施いたしました。昨年度、事前調査を簡易診断により実施し、発注をいたしましたが、足場設置後に実施しました施工前のタイル部分の打音検査、コンクリート部分の目視検査により、当初想定したものよりクラック等が数多く発生していたため、増嵩により施工することといたしましたので、増額補正をお願いするものです。

なお、現在、既に足場のほとんどが撤去されておりますが、増額分の工事施工につきましては改修済みとなっ

ております。議決後の施工実施の場合、足場の架設期間の延長となりましてリース料金が必要なこと、また、厳冬期にはコーキングや塗装の施工が難しいこと、また、増額部分の施工を残した場合、また改めて架設費用が必要になってしまうことから、他の改修工事の実施を来年1月以降に延長いたしまして、一時的に費用を立て替え、既に施工させていただいたものとなっております。私からは以上です。

○平出博物館長 議案書 47、48 ページ、5目平出博物館費、説明欄1つ目の白丸、平出遺跡公園事業、2つ目の黒ポツ、復元住居復旧工事につきましては、去る7月28日に発生しました強風によりまして、平出遺跡公園縄文の村地区にありますJ56号住居のかやぶき屋根が破損したため、かやぶき屋根のふき替えを行うもので、今回373万円余を増額補正するものになります。こちらの財源につきましては、2分の1が災害共済金、残りの90%に地域活性化事業債を充当する予定となっております。私からは以上です。

○財政課長 続きまして、歳入の説明を申し上げますので、11、12ページから御覧ください。それでは、歳入のうち歳出に伴い説明させていただきました財源以外、一般財源等について御説明申し上げます。

13、14ページ、まず18款1項1目1節一般寄付金の説明欄2つ目の黒ポツ、民生費寄付金100万円につきましては、寄附者の御意向に沿い、民生費寄付金としてお受けするものとなります。

次に、19款2項1目1節財政調整基金繰入金2,213万円につきましては、今回の補正において不足する財源を財政調整基金から繰り入れるものとなります。

続いて、21款5項4目3節衛生費雑入3,842万2,000円につきましては、説明欄記載の前年度松塩地区広域施設組合負担金返還金となりまして、令和4年度のごみ処理負担金の精算に伴う返還金となります。

次に5ページ、第2表、債務負担行為補正につきましては、ふれあいセンター東部、塩尻地場産業振興センター、吉田西防災コミュニティセンターそれぞれの指定管理に伴う期間及び限度額を追加するものとなります。

続いて6、7ページ、第3表、地方債補正につきましては、歳出で説明いたしました事業の補正に伴う市債につきまして、限度額を変更または追加するものとなります。説明は以上となります。

○委員長 それでは、37ページ商工費以降の質疑を行います。委員から質問ありましたらどうぞ。

○副委員長 歳出の39、40ページのところのヘルメットの件、先ほど御説明があったのですが、この対象の年齢が16歳から18歳と65歳以上という形になっているのですが、これというのは県とも同じなのですが、何か意味があるのでしょうか。目的が分からなくて御質問させていただきました。

○都市計画課長 こちらの対象の年齢につきましては、長野県の補助制度に合わせたものですが、長野県につきましては、県内の年代別事故状況から、15歳から17歳の高校生世代と65歳以上の高齢者の死傷事故割合等が高いという現状があることから、この世代に的を絞って補助をしていくという形で長野県の補助制度が組み立てられましたので、私どももこちらと同様という形にさせていただいたものです。

○副委員長 分かりました。ありがとうございました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 関連して同じところなのですが、ヘルメットは努力義務化されたけれども着用率が低いということなのですが、着用率というのはどうやって調査するのかということと、義務化になっているけれども罰則規定等はあるのかどうか、その辺を教えてください。

○都市計画課長 ヘルメットの着用率につきましては、令和5年7月に警察庁のほうで調査をした結果ということで、その時点の着用率が17.3%という数字が出ております。こちらを使いまして、長野県のほうで令和5年度

末に 50%を目標にしたいという目標を掲げたということで、調査の詳細につきましては分かりませんが、そういったところから数字が来ているということです。あと、後段の罰則規定等につきましては、今のところ罰則規定等はありません。

○中村努委員 そういふことだと、特に罰則がないということだと、仮にこの補助金制度が終わってしまえば着用を促すすべはないのですけれど、2年間でいいのか、その後、市独自でもそれ以降も続けていくつもりはあるかどうか、その辺をお願いします。

○都市計画課長 こちらにつきましては、私ども、最初は市のほうで独自の補助制度を設けようかということも検討した中ではありますけれども、委員御指摘のとおり、なかなか罰則規定がない中で着用率を上げるのは難しいかなというふうに思っておりました。そんな中で、今年8月に行われました長野県市長会総会のほうで、長野市が手を挙げていただいたのですが、ヘルメット普及に関して財政支援をお願いしたいという要望をさせていただきまして、塩尻市も参加しまして15市で同様の財政支援についての要望をさせていただきました。この財政支援を受けまして、長野県の9月定例会において、こちらの補助制度のほうが確立されたということでして、それに合わせて、私どもも制度化したという形になっております。ですので、着用率の向上はどこまで行けるか分かりませんが、この財源があるうちに集中して支援をして、着用率の向上を図っていきたくて考えておまして、長野県のほうも当面は2年間ということですが、状況を見て変化があれば、私どももそれに倣ってやっていきたいと考えております。

○中村努委員 2年間で、目標がそのまま定着するとはとても思えないので、これはぜひ継続してほしい事業だと思います。ちなみに、この補助する対象となる5つの安全基準を満たしたヘルメットというのは、大体1個お幾らくらいするものなのですか。

○都市計画課長 こちらにつきましては、私ども調べたところ、おおむね5,000円台後半から6,500円ぐらいになっております。一番低いものと4,500円ぐらいからというのがありましたけれども、私どもとすると、6,000円ぐらいの購入が一番多いのではないかとということで、2分の1の3,000円という設定をさせていただいておりますので、その辺の金額で一般のホームセンターですとかそういったところで売られているというふうに認識しております。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 確認なのですが、教育費の関係で、小学校費では管理諸経費で高騰分が出ているけれども、中学校のほうではないというのは何か理由がありますか。

○教育総務課長 小学校は、義務教育学校、檜川小中学校を含めて9校あります。中学校は4校でして、中学校は小学校費に比ばまして学校数が半分以下ですので、当初予算で価格高騰分も何とかかなりそうですので、今回の補正はいたしません。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○農林課長 先ほどの一般会計の補正の審議の中で平間委員から御質問のありました合板・製材生産強化対策事業の関係ですけれども、こちらの事業について簡単に説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長 認めます。

○農林課長 地域材の競争力強化に向けて県が定めます体質強化計画に基づいて、合板・製材工場等に向けて原木を安定供給するための間伐材の生産及び路網整備等を一体的に実施して、生産性の向上・体質強化を図るものに対しての補助金ということになります。補助率は10分の4でありまして、県が交付決定した事業経費、標準経費または実行経費のいずれか低い額に10分の4を掛けるという内容のものです。今年度につきましては、要望等がありませんでしたので、こちらの実績はありません。以上です。

○委員長 平間委員、よろしいですか。それでは、先へ進めます。ほかにありませんか。

ないようですので、これで質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第13号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第13号令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第20号 令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第10号）

○委員長 続いて、議案第20号を議案といたします。議案第20号令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。説明を求めます。

○財政課長 それでは、議案第20号令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。お手元の予算書1ページから御覧ください。

まず、第1条を御覧いただきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ330億3,414万1,000円とするものとなります。今回提案いたします補正予算（第10号）につきましては、政府のデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく住民税非課税世帯等への1世帯当たり7万円の給付に関するものとなります。

内容につきましては、歳出から説明申し上げます。9、10ページをお開きください。以降、担当の課長のほうから説明を申し上げます。

○福祉課長 それでは、予算書9、10ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、説明欄の白丸、住民税非課税世帯等物価高騰重点支援給付金給付事業4億円の補正につきましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯等に対し、令和5年度の課税情報を活用したプッシュ型で6月補正予算にて1世帯当たり3万円を給付しましたが、追加の支援として1世帯当たり7万円を給付するものです。給付対象世帯につきましては、令和5年12月1日時点で本市に住民登録があり、令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯と令和5年中に家計が急変した世帯であって、世帯全員が住民税非課税世帯と同等の事情にあると認められる世帯等になります。予算の内容につきましては、5,600世帯分の支援給付金3億9,200万円が主なもので、その他に会計年度任用職員の報酬、事務費、システム構築等委託

料などになっております。なお、この事業に係る費用につきましては、全額国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てるものです。私からは以上になります。

○**財政課長** 続きまして、歳入になりますけれども、予算書7、8ページを御覧いただきます。いずれも今課長のほうから説明がありました特定財源となります。私のほうからの説明は省略させていただきます。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**中村努委員** この給付金の具体的な給付されるまでのスケジュール、どのようになるか教えてください。

○**福祉課長** スケジュールにつきましては、12月21日に議会で議決をいただきました時点で、その翌日からシステムの委託業者等をお願いする形、それから12月中に該当する抽出等を行いまして、1月早々に封入作業を行う予定で、プッシュ型の確認書を送る予定でありまして、初回の支給を1月31日をめどに今調整しておりますので、そのような形で、1月31日以降で支払いをするという形になっております。

○**中村努委員** これは、全員終わるのはどのくらいになりますか。

○**福祉課長** 初回にお配りするものが約8割近くになるものですから、最終的には3月まで家計急変等の申請をしまして、事務等については4月ぐらいになる予定でおります。

○**中村努委員** 分かりました。あと、これは生活困窮者枠の交付金ですけど、推奨枠の交付金が今後来ると思うのですが、現時点で分かっているものがあつたら教えてください。

○**財政課長** 推奨枠につきましては、今、国から示されている限度額が1億4,800万円という中で、このうち4,200万円余を低所得世帯枠に合わせて扶養のみの世帯、あと家計急変のほうに充てさせていただきます。残る1億円弱につきましては、新年度予算編成の企画政策部長ヒアリングの中で事業の提案を受けて、適切な事業に充てていきたいと検討している最中です。

○**中村努委員** 本会議の一般質問の中で、給食費減額を来年度もというような質問も出ていて、今後検討するというような答弁だったのですけれど、そういった場合、来年度予算にもこの交付金というのは使えるものかどうか、その辺をお願いします。

○**財政課長** 直近、国のほうからも繰越しが可能であるという通知が一旦来ておりますので、私どものほうもそういう事業を見越して予算編成に臨んでいきたいと思っております。

○**中村努委員** 分かりました。

○**委員長** よろしいですか。

○**中村努委員** いいです。

○**委員長** ほかにありますか。

私から1点、これに関する政府の見解というか、新聞報道がつい先日あったわけで、そこで特に県庁所在地の市町村だとかに聞いた中では、年内の支給が困難、これが62%という報道があります。中には12月から支給開始ができる市町村があるのですが、1月からということで、これはこれで私はいいと思うのですが、ばらつきがそうやってあって、しかも大きい市で12月から支給可能というところがあるというのは、これはどういった事情なり経過が考えられますでしょうか。

○**福祉課長** 詳細については分からない部分もあるのですが、塩尻市の場合、今までの実績というか、プッシュ型の通知を出している部分があつて、一番は私ども職員で間違いのない給付を心がけている部分がありますし、

ほかのシステムだとか、いろいろと国でも情報が出ているのですけれども、そういったものがまだ検討できていない状態なものですから、今までと同じような形、ただ、今回はいつもよりも早めに出すようにしておりますので、何とかまず正確に迅速にというのを心がけてやっていきたいと思っておりますので、そういったことで考えております。

○委員長 それでは、ほかにありますか。

ないようですので、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、採決を行います。議案第 20 号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 20 号令和 5 年度塩尻市一般会計補正予算（第 10 号）は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで 10 分間休憩時間を入れます。25 分から再開します。

午前 11 時 13 分 休憩

午前 11 時 23 分 再開

○委員長 それでは、皆さんおそろいようですので、先へ進めたいと思います。

議案第 14 号 令和 5 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○委員長 議案第 14 号令和 5 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 議案第 14 号令和 5 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてお願いいたします。議案の別冊 1 ページの第 1 条を御覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,776 万 7,000 円を追加、予算の総額を 65 億 4,896 万 5,000 円とするものです。

歳出から説明いたします。9、10 ページをお願いいたします。7 款 1 項 3 目償還金、説明欄の白丸、前年度保険給付費等交付金償還金 4,776 万 7,000 円の増額は、令和 4 年度の医療給付費の精算に伴い、昨年度中に県から交付された保険給付費等交付金の超過収入分を県へ償還するものです。

次に、歳入を説明いたします。7、8 ページ、5 款 2 項 1 目基金繰入金は、455 万 8,000 円の増額で、歳出補正に対する歳入不足額を財政調整基金より繰り入れるものです。

7 款 2 項 4 目前年度保険給付費等還付金 4,320 万 9,000 円は、令和 4 年度医療給付費の精算により、昨年度中に概算で支出した医療給付費の過払い分が、長野県国民健康保険団体連合会より還付されることによるものです。私からの説明は以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 14 号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 14 号令和 5 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 15 号 令和 5 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○委員長 次に、議案第 15 号令和 5 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、議案第 15 号令和 5 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。議案別冊 1 ページを御覧ください。歳入歳出予算の補正につきましては、第 1 条、歳入歳出予算にそれぞれ 1,160 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 60 億 6,280 万 2,000 円とするものです。

それでは、事項別明細書について御説明いたします。初めに歳出を御説明いたしますので、11、12 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目一般管理費の説明欄、介護保険事務諸経費につきましては、令和 6 年度の介護保険の制度改正、報酬改定に伴う介護保険システムの改修に係る委託費用を増額するものです。

その下の 3 款 1 項 1 目介護予防・日常生活支援サービス事業費の説明欄 1 つ目の白丸、介護予防・日常生活支援サービス事業につきましては、要支援認定者の通所型サービスの利用が増加したことによりまして予算の不足が見込まれるため、必要額を増額するものです。

また、サービス利用の増加に伴いまして、ケアマネジメントの件数も増えております。中央地域包括支援センターが民間の居宅介護支援事業所に委託をしますケアプランの作成に係る費用を増額させていただくものです。

続きまして、歳入を御説明いたします。7、8 ページからお願いいたします。3 款国庫支出金の 2 項 1 目から 3 目、4 款支払基金交付金、5 款県支出金、9、10 ページ、6 款 1 項一般会計繰入金金の 2 目及び 3 目につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業費の増額に対しまして、また、包括的支援事業、任意事業における人件費に係る増額及び減額に対し、法定割合による国、県の交付金を補正し、また、市の負担分となります一般会計から繰り入れるものです。

続いて、6 款 1 項 5 目その他一般会計繰入金金の事務費繰入金金につきましては、令和 6 年度の介護報酬の改定に伴いますシステム改修に係るもので、7、8 ページ、3 款 2 項 6 目の国庫補助金の介護保険システム整備費補助金で、事業費の 2 分の 1 に当たります 147 万 5,000 円を増額補正しますが、その残りに当たります市の負担分としまして、同額を一般会計から繰り入れるものです。

最後に、6 款 2 項 1 目基金繰入金金につきましては、地域支援総合事業交付金等に係る歳入と歳出の差額分を増額補正するものです。私からの説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 15 号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 15 号令和 5 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 16 号 令和 5 年度塩尻市水道事業会計補正予算（第 3 号）について

○委員長 次に、議案第 16 号令和 5 年度塩尻市水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。説明を求めます。

○上水道課長 それでは、議案第 16 号令和 5 年度塩尻市水道事業会計補正予算（第 3 号）、1 ページ目、第 2 条、水道事業収益について、収入、1 款水道事業収益を補正予定額 71 万 3,000 円増額し、18 億 4,172 万 6,000 円とし、支出、1 款水道事業費用を補正予定額 535 万 7,000 円増額し、16 億 3,624 万 6,000 円とするものです。

続きまして、第 3 条、資本的収支について、収入、1 款資本的収入を補正予定額 362 万 7,000 円増額し、3 億 6,328 万 9,000 円とし、支出、1 款資本的支出を補正予定額 977 万 9,000 円増額し、9 億 7,157 万円とするものです。

なお、第 3 条本文のとおり、補正後の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を 6 億 828 万 1,000 円に、補填する額の財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4,137 万 1,000 円、減債積立金 8,034 万 1,000 円、過年度分損益勘定留保資金 4 億 8,656 万 9,000 円とするものです。

2 ページ目、第 4 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を補正予定額 768 万 2,000 円増額し、1 億 4,085 万 3,000 円とするものです。

それでは、11 ページからの説明明細書を御覧ください。収入、1 款 1 項 3 目 3 節他会計負担金 71 万 3,000 円につきましては、危機管理課からの依頼による消火栓移設工事 1 件について、その工事費及び事務費を計上した額を負担金として頂くものです。

続きまして、12 ページ、支出、1 款 1 項 1 目 38 節受水費 369 万 3,000 円につきましては、今年夏から続いております著しい雨不足により、床尾浄水場の境沢水源からの取水量が大幅に減ってしまったため、その不足分について、長野県企業局松塩水道用水に工面をしていただきまして、新たに受水を増量した分に伴う受水費の増額です。9 月 13 日から 10 月 16 日までの分、また、11 月 3 日からの分を計上しておりまして、現在もまだ受水を増量して対応しているところですが、先週までの降雨によりまして、次第に境沢水源の取水量も回復してきておりますので、ちょうど今朝ほどですが、内部で協議を行いまして、明日 19 日をもって受水増量の解除を決定したところです。今後も引き続き状況を見極めながら、年末年始等もこれから迎えますので、引き続き松塩水道用水等と調整しながら対応してまいります。

続きまして、同じく 12 ページ、1 款 1 項 2 目 23 節修繕費 67 万 1,000 円につきましては、消火栓移設工事 1 件に係る工事費となります。

なお、その他、12 ページから 14 ページまでの人件費及び消費税の補正につきましては、人事異動に伴い関係する費目をそれぞれ補正するものであるため、個々の説明については省略させていただきます。

続きまして 15 ページ、収入、1 款 3 項 1 目 1 節他会計負担金 362 万 7,000 円につきましては、危機管理課からの依頼による消火栓更新工事 1 件について、その工事費及び事務費を計上した額を負担金として頂くものです。

続きまして 16 ページ一番下、支出、1 款 1 項 4 目 26 節工事請負費 341 万円につきましては、同様に、消火栓更新工事 1 件に係る工事費となります。

なお、16 ページのその他の項目につきましては、人事異動に伴う人件費について関係する費目を補正するものですので、先ほどと同様、個々の説明については省略させていただきます。議案の説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

境沢水源の水量減ということですが、これは慢性的にそういう状況が普段も続いているという認識になりますか。

○**上水道課長** 特に今年につきましては、降雨量を私のほうでも集計いたしまして、過去 5 年 8 月から 11 月までの降水量と境沢水源の降水量を比べたところ、今年につきましては対比率 51% くらいでして、半分くらいしか雨が降っておりません。取水につきましては、松塩水道用水をお願いして受水量を増量してもらうということは今までほとんどしたことがありませんので、かなりイレギュラーなことだと思います。これで大分回復してくるかと思しますので、また様子を見ながら、今後も対応していきたいと考えております。

○**委員長** 水源が安定して確保できないというのは結構ゆゆしき事態なのですが、今後、床尾のほうから上西条のほうへ移っていくという大きい流れの中で、水源として、境沢水源というのが見直しをこれからされると。例えば極端な話、必要がなくなるというような想定等もあり得るのでしょうか。

○**上水道課長** 今回は降雨不足が原因で取水が取れなかったものですから、今後につきましては、天候次第になりますが、引き続き受水については取れると予測はしております。ですので、受水が少なくなってきたから切り替えるということは考えておりませんが、今、上西条再構築事業という浄水場の再構築事業をやっておりまして、そちらを再構築で更新いたします。床尾についてはそれに伴いまして、中央監視設備も全て上西条のほうに移しますので、床尾についてはいずれ廃止を考えております。そうなってくると、境沢水源等も不要になってくる可能性も出てまいります。今後も検討してまいりたいと思います。

○**委員長** 分かりました。

ほかにありますか。

なければ、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、採決を行います。議案第 16 号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 16 号令和 5 年度塩尻市水道事業会計補正予算（第 3 号）は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 17 号 令和 5 年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

○委員長 続いて、議案第 17 号令和 5 年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。説明を求めます。

○下水道課長 それでは、別冊議案第 17 号令和 5 年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第 2 号）で説明します。1 ページ、補正予定額は、第 2 条、収益的支出で、第 1 款下水道事業費用を補正額 111 万 8,000 円増額し、総額 26 億 6,770 万 7,000 円とするものです。

第 3 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を補正予定額 112 万 1,000 円増額し、総額 7,969 万 1,000 円とするものです。今回の補正は、人事異動に伴う人件費について関係する費目を補正するものです。

費目ごとの補正予定額については、本議案書 9、10 ページの説明明細書を御覧ください。説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 17 号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 17 号令和 5 年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案審査は全て終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、理事者から御挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 本日は御提案申し上げておりました議案につきまして御審査をいただきまして、原案のとおりお認めいただきましてありがとうございました。

○委員長 それでは、以上をもちまして、12 月定例会予算決算常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでし

た。

午前11時44分 閉会

令和5年12月18日（月）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 篠原 敏宏 印